

旧規程	新規程	改正の趣旨
第1章 目的	同左	
<p>第1条（目的）</p> <p>この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）における柔道指導者のさらなる資質の向上および指導力の強化を図り、これをもって日本柔道の普及・発展に寄与することを目的とする。</p>	同左	
第2章 指導者	同左	
<p>第2条（指導者の区分）</p> <p>本連盟が公認する柔道指導者として、A指導員、B指導員、C指導員、準指導員の4つの区分を設ける。</p> <p>2. 前項の指導者のほかに、学校教員等を対象とした「学校顧問特例資格」を設ける。当該資格制度については、<u>この規程とは別に定めるものとする。</u></p>	<p>同左</p> <p>2. 前項の指導者のほかに、学校教員を対象とした「学校顧問特例資格」を設ける。当該資格制度については、<u>第5章で定める。</u></p>	<p>【規程整備】</p> <p>現行の「学校顧問特例資格制度」は規程類としての位置付けが不明なので、本規程に取り込んで明確化する。本制度は学校教員のみ適用されることを明確化する。</p>
<p>第3条（指導者の位置付けおよび資格）</p> <p>前条第1項に定める各指導者の位置付けおよびその資格は次のとおりとする。</p> <p>(1) A指導員</p> <p>指導者を養成するために必要とされる<u>程度</u>の高度な指導力を有する者。</p> <p>指導者向け講習会の講師を務める資格および本連盟またはその加盟・構成団体が主催する大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、A指導員取得者は日本<u>体育協会</u>公認スポーツ指導者（コーチ）を取得することが望ましい。</p> <p>(2) B指導員</p> <p>選手の指導に必要とされる専門的な指導力を有する者。</p>	<p>前条第1項に定める各指導者の位置付けおよびその資格は次のとおりとする。</p> <p>(1) A指導員</p> <p>指導者を養成するために必要とされる高度な指導力を有する者。</p> <p>指導者向け講習会の講師を務める資格および本連盟またはその加盟・構成団体が主催する大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、A指導員取得者は日本<u>スポーツ協会</u>公認スポーツ指導者（コーチ）を取得することが望ましい。</p> <p>(2) B指導員</p> <p>選手の指導に必要とされる専門的な指導力を有する者。</p>	<p>【規程整備】</p> <p>「程度の」を削除し、表現を明確化する。</p> <p>名称変更 日本体育協会→日本スポーツ協会</p>

<p>本連盟またはその加盟・構成団体が主催する大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、B指導員取得者は日本<u>体育</u>協会公認スポーツ指導者（指導員）を取得することが望ましい。</p> <p>(3) C指導員 選手の指導に必要とされる基礎的な指導力を有する者。本連盟の加盟・構成団体が主催する各都道府県大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、本連盟またはその加盟・構成団体が主催する全国および各地区レベルの大会（各都道府県大会のレベルを超える大会）において、A指導員またはB指導員が監督を務める下で、その出場するチームまたは選手のコーチとして帯同する資格を有する。</p> <p>(4) 準指導員 単独での指導は認められないが、A指導員、B指導員、C指導員による選手の指導を補佐できる者。本連盟の加盟・構成団体が主催する各都道府県大会において、A指導員、B指導員、C指導員が監督を務める下で、その出場するチームまたは選手のコーチとして帯同する資格を有する。また、本連盟またはその加盟・構成団体が主催する各地区レベルの大会（各都道府県大会のレベルを超える大会）において、A指導員またはB指導員が監督を務める下で、その出場するチームまたは選手のコーチとして帯同する資格を有する。</p>	<p>本連盟またはその加盟・構成団体が主催する大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、B指導員取得者は日本<u>スポーツ</u>協会公認スポーツ指導者（指導員）を取得することが望ましい。</p> <p>同左</p> <p>同左</p>	<p>日本体育協会→日本スポーツ協会</p>
<p>第4条（指導者資格基準） 指導者資格の認定を受けるためには、各区分に応じ別表1に定める基準をすべて満たさなければならない。</p> <p>2. 指導者資格の認定を受けた者は、指導者の区分による登録(以下「指導者資格登録」という)の手続きを行うとともに、毎年度、更新の手続きを行わなければならない。</p>	<p>同左</p> <p>2. 削除</p>	<p>【規程整備】</p> <p>「公認指導者（準指導員含む）」という個人登録区分は廃止される。</p>

<p>3. 前項に定める登録、更新の手続きその他の事項については別途定める。</p>	<p>2. 指導者資格に係る登録、更新の手続きその他の事項については第4章で定める。</p>	<p>「公認柔道指導者資格登録規程」を別途定める実益はなく、却って本規程との齟齬を生んでいるため、本規程に取り込む。</p>
<p>第5条（指導者の義務） 指導者は、常に自らの指導力の向上を図るとともに、指導者としてふさわしい言動及び行動をとらなければならない。</p> <p>2. 指導者資格の認定を受けた者は、資格の有効期間内に必要な講習を受けなければならない。</p> <p>3. 有効期間内に、定められた資格更新講習会を受講するものとする。</p>	<p>同左</p> <p>2. 同左</p> <p>(3. を削除)</p>	<p>【規程整備】</p> <p>2. と同旨であるため削除する。</p>
<p>第6条（指導者資格の有効期間） A指導員資格、B指導員資格およびC指導員資格の有効期間は、当該指導者が資格の認定を受けた日を起点として、直後に到来する4月1日から4年後の3月31日までとする。ただし、有効期間満了前に本連盟や各都道府県を統括する加盟団体が指定する更新に係る講習会を受講し、別途定められた条件を満たすことにより、さらに4年間更新されるものとし、以後これにならう。</p> <p>2. 準指導員資格の有効期間は、当該指導者が資格の認定を受けた日を起点として、直後に到来する4月1日から2年後の3月31日までとする。ただし、有効期間満了前に本連盟や各都道府県を統括する加盟団体が指定する更新に係る講習会を受講することにより、さらに2年間更新されるものとし、以後これにならう。</p>	<p>A指導員資格、B指導員資格およびC指導員資格の有効期間は、当該指導者が資格の認定を受けた日から、その4年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、有効期間満了前に、本連盟や各都道府県を統括する加盟団体が指定する更新に係る講習会を受講し、別途定められた条件を満たすことにより、さらに4年間更新されるものとし、以後これにならう。</p> <p>2. 準指導員資格の有効期間は、当該指導者が資格の認定を受けた日から、その2年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、有効期間満了前に、当該資格を認定する資格審査委員会が指定する更新に係る講習会を受講することにより、さらに2年間更新されるものとし、以後これにならう。</p>	<p>【公認資格標準化】 現行規定の文言では資格の認定を受けた日からその直後に到来する3月31日までは有効期間に含まれないことになる。 更新講習会は、本連盟が指定することとする。</p>
<p>第7条（指導者資格の停止、喪失） 指導者（A指導員、B指導員に限る）が、次の各号の一に該当する場合、本連盟は、その指導者資格を期間を定めて停止し、または喪失させることができる。</p>	<p>第7条（指導者資格の停止、喪失、有効要件） 指導者（A指導員、B指導員に限る）としての技量が不足していると認めるときは、本連盟は、その指導者資格を期間を定めて停止し、または喪失させることができる。</p>	<p>【公認資格標準化】</p>

<p>(1) <u>本連盟の「指導者資格登録」を行わなかったとき</u></p> <p>(2) <u>資格の有効期間の更新を怠ったとき</u></p> <p>(3) <u>指導者としての技量が不足していると認めたとき</u></p> <p>2. 前項の資格の停止または喪失は、中央指導者資格審査委員会が行う。ただし、当該指導者に対して懲戒委員会により懲戒処分が科せられる場合には、同処分と併せて懲戒委員会が行うことができる。</p>	<p>2. 前項の資格の停止または喪失は、中央指導者資格審査委員会が行う。ただし、当該指導者に対して懲戒委員会により懲戒処分が科せられる場合には、同処分と併せて懲戒委員会が行うことができる。</p> <p><u>3. 指導者資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効になった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。</u></p> <p>(1) <u>指導者資格が認定され、有効期間内にあること。</u></p> <p>(2) <u>本連盟会員登録をしていること(ただし、休会員登録を除く)。</u></p> <p>(3) <u>指導者資格登録をしていること。</u></p> <p>(4) <u>指導者資格が停止されていないこと。</u></p>	<p>資格の有効要件を明確化する。</p>
<p>第8条（指導者資格の回復）</p> <p><u>前条に基づき指導者資格を停止され、または喪失した者は、次に定める手続きにより、指導者資格停止の解除または再認定を求めることができる。</u></p> <p>(1) <u>指導者資格停止の解除を希望する者は、所定の様式により各都道府県を統括する加盟団体を経由して本連盟に指導者資格停止解除の申請を行うことができる。中央指導者資格審査委員会は申請内容を吟味し、指導者資格停止の解除の可否を決定する。</u></p> <p>(2) <u>指導者資格を喪失した者は、あらかじめ中央指導者資格審査委員会が定めた期間を経た後、あらためて第4条に定める指導者資格基準を満たすことにより、指導者資格の認定を受けることができる。</u></p> <p>(3) <u>資格停止の解除または資格喪失後の再認定に当たっては、審査料として 5,000円を徴収する。</u></p>	<p>第8条（指導者資格の再有効化）</p> <p><u>指導者資格が有効でなくなったときは、以下の要件を満たすことにより資格が再び有効となる。</u></p> <p>(1) <u>更新しないまま有効期間を徒過したとき、更新の要件を満たす。</u></p> <p>(2) <u>会員登録、資格登録を怠ったとき、登録する。</u></p> <p>(3) <u>指導者資格が停止されたとき、停止期間が満了し、条件（もしあれば）を満たす。</u></p>	<p>【公認資格標準化】</p> <p>形式要件不備により資格が有効でなくなった場合は、形式要件を満たすことにより資格が再び有効化されることとする。</p> <p>なお、懲戒処分としての停止は期間の経過以外には解除されないこととし、喪失は原則として再認定を認めないこととする。</p>

<p>第9条（休会員の指導者資格）</p> <p>本連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、公認指導員が個人会員登録の休会を認められた場合、指導者資格も同時に<u>停止される</u>。また、休会員が個人登録を再開するとき、<u>停止されていた指導者資格も同時に復活する</u>。</p>	<p>本連盟登録規程第4条第5項に定めるところにより、公認指導員が個人会員登録の休会を認められた場合、指導者資格も同時に有効でなくなる。また、休会員が個人登録を再開するとき、指導者資格も有効となる。</p>	<p>【公認資格標準化】</p> <p>文言を「有効」「有効でない」に統一する。</p>
<p>第10条（公認柔道指導員マークと全柔連エンブレム）</p> <p>A指導員、B指導員、C指導員は、それぞれの資格区分に対応した公認柔道指導員マークを上着等や柔道衣に付けるなどして、資格を明確にして指導することに努めることとする。また、全柔連が任命する講習会講師等も、同様に、全柔連エンブレムを柔道衣に付けて指導することに努めることとする。</p> <p>2. 公認柔道指導員マークは上着等に装着するピンバッジと柔道衣に装着するワッペン<small>の2タイプ</small>、全柔連エンブレムは柔道衣に装着するワッペンタイプとし、それぞれデザインおよび装着方法については、<u>指導者養成委員会で定めるとおりとする</u>。</p> <p>3. <u>公認柔道指導員マークは、A指導員、B指導員、C指導員のみが使用することができる</u>。公認指導者資格を保有しない者、公認指導者資格が停止または喪失中の者の使用は認めない。</p> <p>4. 全柔連マークを使用できる者は、次に掲げる立場の者のみとし、その任にある期間の使用を認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全柔連主催の講習会・研修会等における講師 ・全柔連主催以外の講習会等において全柔連が派遣する講師 ・全柔連の役員、専門委員会と特別委員会に所属する者 ・その他全柔連が特に認める者 	<p>同左</p> <p>2. 公認柔道指導員マークは上着等に装着するピンバッジと柔道衣に装着するワッペン<small>の2タイプ</small>、全柔連エンブレムは柔道衣に装着するワッペンタイプとし、それぞれデザインおよび装着方法については、別途定める。</p> <p>3. 公認柔道指導員マークについては、資格が有効でない者の使用は認めない。</p> <p>4. 同左</p>	<p>【規程整備】</p> <p>指導者養成委員会廃止に伴い、デザインおよび装着方法については、運用要領で定めることとする。</p> <p>文言を「有効でない」に統一する。</p>
<p>第11条（受験料等）</p> <p>指導者資格審査試験の受験料（講習会受講費を含む。）およ</p>	<p>同左</p>	

び更新に係る講習会受講費は別表2のとおりとする。		
第12条（公認柔道指導者資格制度運用要領） 公認指導者資格制度に関する事項でこの規程に定めのないものは、公認柔道指導者資格制度運用要領の定めるところによる。	同左	
第3章 資格審査委員会	同左	
第13条（中央指導者資格審査委員会） 次の各号の権限を有する機関として、本連盟内に中央指導者資格審査委員会を設ける。 (1) A指導員の資格認定 (2) A指導員およびB指導員資格の期間を定めての停止、喪失の決定 (3) <u>A指導員およびB指導員資格の停止の解除、喪失した者の資格の再認定の決定</u> (4) 都道府県指導者資格審査委員会の統括 2. 中央指導者資格審査委員会は、5名以上10名以下の委員で構成されるものとし、そのうち1名が委員長を務める。 3. 中央指導者資格審査委員会の委員長および委員の任命権および解任権は本連盟会長がその権限を有する。各委員の任期は2年間とし、連続しての再任は2期までとする。なお、任命時における委員の年齢は満75歳未満とする。	次の各号の権限を有する機関として、本連盟内に中央指導者資格審査委員会を設ける。 (1) A指導員の資格認定 (2) A指導員およびB指導員資格の期間を定めての停止、喪失の決定 (3) A指導員およびB指導員資格の停止の解除、喪失した者の資格の再認定の決定 (3) 都道府県指導者資格審査委員会の統括 2. 同左 3. 中央指導者資格審査委員会の委員長および委員の任命権および解任権は本連盟会長がその権限を有する。各委員の任期は4年間とし、連続しての再任は2期までとする。なお、任命時における委員の年齢は満70歳未満とする。	【規程整備】 頻繁な委員変更の煩をさけるため委員の任期を4年間に延長する。 委員の年齢として75歳は高齢に過ぎるので、70歳に引き下げる。
第14条（都道府県指導者資格審査委員会） 次の各号の権限を有する機関として、各都道府県を統括する加盟団体ごとに、指導者資格審査委員会を設ける。 (1) 中央指導者資格審査委員会から委託を受けたB指導員、C指導員および準指導員の資格の審査と認定 (2) B指導員、C指導員および準指導員資格の期間を定めての資格の停止、 <u>喪失資格の停止の解除、再認定</u>	次の各号の権限を有する機関として、各都道府県を統括する加盟団体ごとに、指導者資格審査委員会を設ける。 (1) 中央指導者資格審査委員会から委託を受けたB指導員、C指導員、準指導員 および「学校顧問特例資格」の資格の審査と認定 (2) B指導員、C指導員および準指導員資格の期間を定めての資格の停止、 喪失資格の停止の解除、再認定	【公認資格標準化】 学校顧問特例資格制度を本規程に取り込んだことにより追加する。

<p>(3) A 指導員候補者の中央指導者資格審査委員会への推薦</p> <p>2. 各都道府県を統括する加盟団体は、B 指導員、C 指導員および準指導員資格について、第 7 条及び第 8 条の規定を準用して、資格の期間を定めての停止または喪失<u>及びその資格停止の解除または再認定</u>を行うことができる。</p> <p>3. 各都道府県の指導者資格審査委員会は、5 名以上 8 名以下の委員で構成されるものとし、そのうち 1 名が委員長を務める。</p> <p>4. 各都道府県の指導者資格審査委員会の委員長および委員の任命権および解任権は各都道府県を統括する加盟団体の長がその権限を有する。各委員の任期は 2 年間とし、連続しての再任は 2 期までとする。なお、任命時における委員の年齢は満 7 5 歳未満とする。</p>	<p>(3) A 指導員候補者の中央指導者資格審査委員会への推薦</p> <p>2. 各都道府県を統括する加盟団体は、B 指導員、C 指導員および準指導員資格について、第 7 条及び第 8 条の規定を準用して、資格の期間を定めての停止または喪失及びその資格停止の解除または再認定を行うことができる。</p> <p>3. 同左</p> <p>4. 各都道府県の指導者資格審査委員会の委員長および委員の任命権および解任権は各都道府県を統括する加盟団体の長がその権限を有する。各委員の任期は 4 年間とし、連続しての再任は 2 期までとする。なお、任命時における委員の年齢は満 7 5 歳未満とする。</p>	<p>頻繁な委員変更の煩をさけるため委員の任期を 4 年間に延長する。</p>
<p>(公認柔道指導者資格制度登録規程)</p>	<p>第 4 章 登録</p>	
<p>【登録】 第 1 条 (目的)</p> <p>本規程は、公益財団法人全日本柔道連盟 (以下「本連盟」という) 公認柔道指導者資格制度規程および本連盟登録規程に基づき、指導者資格の登録に関することについて定める。</p>	<p>削除</p>	<p>【規程整備】</p> <p>第 4 条第 3 項で定めているため不要。</p>
<p>【登録】 第 2 条 (登録義務)</p> <p>指導者資格の認定を受けた者は、指導者の区分による登録 (以下「指導者資格登録」という) の手続きを行わなければならない。</p> <p>2. 公認指導者は毎年、「指導者資格登録」の更新の手続きを行うものとする。</p> <p>3. 「指導者資格登録」を行わない場合は、指導者資格を喪失する。</p> <p>ただし、7 条に該当する者および本連盟が特に認めた場合はこの限りではない。</p>	<p>削除</p>	<p>【規程整備】</p> <p>第 7 条の有効要件で整理したため、本条項は不要。</p>

<p>【登録】第3条（登録手続き）</p> <p>登録の手続きは、本連盟登録規程、登録要領および公認指導者資格制度運用要領の定めるところによる。</p>	<p>第15条（登録手続き）</p> <p>同左</p>	
<p>【登録】第4条（登録有効期間）</p> <p>登録有効期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる1年とする。</p> <p>2. 年度途中で指導者資格の認定または復活認定を受けた者は、すみやかに「指導者資格登録」の手続きを行うものとする。</p>	<p>第16条（指導者資格登録有効期間）</p> <p>指導者資格登録有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>2. 年度途中で指導者資格の認定を受けた者および指導者資格の停止期間が満了し再有効化の条件（もしあれば）を満たした者は、すみやかに指導者資格登録の手続きを行うことを推奨する。</p>	<p>【公認資格標準化】</p> <p>指導者資格登録をしなくても、指導者資格が有効にならないだけであり、義務付ける必要はない。「復活」の概念はなくなる。</p>
<p>【登録】第5条（登録の抹消）</p> <p><u>指導者資格の認定を受けていた者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録が抹消され資格が取り消される。</u></p> <p><u>（1）指導者資格が停止または喪失したとき</u></p> <p><u>（2）指導者資格の有効期間内に、更新に必要な手続きを行わなかったとき</u></p> <p><u>（3）本連盟の「指導者資格登録」を行わなかったとき</u></p> <p><u>（4）本人または代理人から書面により指導者資格の認定を返上する申し出があったとき</u></p>	<p>第17条（登録の抹消）</p> <p>指導者資格が停止または喪失されたときは、指導者資格登録は抹消される。</p>	<p>【規程整備】</p> <p>有効要件で整理したため、本条項における要件定義は不要。</p>
<p>【登録】第6条（「指導者資格登録」の復活申請）</p> <p>指導者資格認定を受けた者のうち、第5条（2）および（3）により資格を失効した者については、所定の手続きを行うことにより、指導者資格登録の復活を認める。</p> <p>登録要件は以下のとおり。</p> <p>（1）（2）以外の第5条（2）による申請の場合は、審査料は徴収しないが、申請を行う前に必ず都道府県の定める更新講習会を受講すること。</p> <p>（2）平成25年度の制度開始当時における、第5条（3）による申請の場合は、期限を平成29年1月末日までとし、別途審査料として¥5,000を徴収する。</p>	<p>削除</p>	<p>【公認資格標準化】</p> <p>復活の概念はなくなるので本条項は不要。</p>

<p>【登録】第7条（「指導者資格登録」の猶予申請） やむを得ない事情により「指導者資格登録」を行うことができない場合は、認定年度中に所定の手続きを行うことにより、猶予措置を認める。 猶予の要件は以下のとおり。</p> <p>（1）指導者資格認定後、1回のみ猶予申請を行うことができる。</p> <p>（2）猶予期間は、資格認定を受けた日を起点として、直後に到来する4月1日から4年間とする。</p> <p>（3）猶予措置後に復活申請を行う場合は、必ず都道府県で定められた更新講習会を受講すること。 ただし、「指導者資格登録」を行っていない者の更新ポイント加算はできない。</p> <p>（4）前項に含まれない事例が発生した場合は、全柔連において審査し決定する。</p>	<p>削除</p>	<p>【公認資格標準化】 指導者資格登録をしなければ資格が有効にならないだけなので、猶予制度は必要ない。</p>
<p>【登録】第8条（休会員の指導者資格） 本連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、公認指導員が個人会員登録の休会を認められた場合、指導者資格も同時に停止される。また、休会員が個人登録を再開するとき、停止されていた指導者資格も同時に復活する。</p>	<p>削除</p>	<p>【規程整備】 第9条と同旨であるため不要。</p>
<p>【登録】第9条（補則） 登録に関する事項でこの規程に定めてないものは、公認柔道指導者資格制度運用要領の定めるところによる。</p>	<p>削除</p>	<p>【規程整備】 第12条と同旨であるため不要。</p>
<p>【登録】第10条（規程の改廃） この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。</p>	<p>削除</p>	<p>【規程整備】 第23条と同旨であるため不要。</p>
<p>附則</p> <p>1. 本規程は、平成28年4月1日から施行する。 2. 本規程は、平成29年6月8日から施行する。</p>	<p>削除</p>	<p>【規程整備】 公認柔道指導者資格制度登録規程は廃止されるため、本附則は不要。</p>
<p>（学校顧問特例資格制度）</p>	<p>第5章 学校顧問特例資格制度</p>	
<p>【特例】第1条（目的）</p>	<p>第18条（学校顧問特例資格）</p>	<p>【規程整備】</p>

<p>学校顧問特例資格とは、<u>大会などの引率「監督」として参加できる資格である。この資格は学校内での指導を保証あるいは禁止するものではなく、あくまで大会等の引率業務を支援する目的に設置するものである。</u></p>	<p>学校顧問特例資格とは、<u>学校内での指導を保証あるいは禁止するものではなく、あくまで大会等の引率業務を支援する目的で特例措置として設置するものである。</u></p> <p>2. 有効な学校顧問特例資格を有するものは、本連盟またはその加盟団体が主催する大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務めることができる。また、原則として2年に1回、全柔連が指定する講習会（安全指導、基本指導の講習）を受講することを推奨する。</p>	<p>【特例】第1条と【特例】第4条は、内容が重複かつ矛盾しているため、整理する。</p>
<p>【特例】第2条（条件） <u>以下の条件を全て満たす者については柔道の普及発展の見地から特例措置として、全国大会等の引率ができるように配慮する。</u></p> <p>(1)学校教員で所属校の部活動の(管理的)顧問 (2)柔道の指導経験が乏しく、指導者資格の取得が期待できない者 ※ ただし、部活動コーチとして有資格の外部指導者がいる、所属する町道場で有資格者が指導しているなど、指導下にある生徒には他に資格を保有した公認指導者が存在することが望ましい。</p> <p>2. 原則として、公認柔道指導者資格を取得可能な教員は申請できない。</p>	<p>第19条（学校顧問特例資格基準） <u>以下の条件を全て満たす者は、所定の手続きを経て学校顧問特例資格の認定を受けることができる。</u></p> <p>(1)学校教員で所属校の部活動の(管理的)顧問。 (2)柔道の指導経験が乏しく、指導者資格の取得が期待できない者。<u>ただし、部活動コーチとして有資格の外部指導者がいる、所属する町道場で有資格者が指導しているなど、指導下にある生徒には他に資格を保有した公認指導者が存在することを推奨する。</u></p> <p>2. 同左</p>	<p>【規程整備】 【特例】第1条と【特例】第2条は、内容が重複かつ矛盾しているため、整理する。</p>
<p>【特例】第3条（認定） 中央指導者資格審査委員会の委託を受けた、公認柔道指導者資格制度規程で定める都道府県指導者資格審査委員会で審査し認定する。</p>	<p>第20条（学校顧問特例資格認定の手続き） <u>学校顧問特例資格は、本連盟公認柔道指導者資格制度規程で定める都道府県指導者資格審査委員会で審査し認定する。</u></p> <p>2. 認定希望者は所定の申請書に記入のうえ、各都道府県柔道連盟（協会）に提出する。 3. 本資格の申請料は徴収しない。</p>	<p>【規程整備】 【特例】第3条と【特例】第5条に分かれている認定手続きを統合整理する。</p>
<p>【特例】第4条（権利と義務）</p>	<p>削除</p>	<p>【規程整備】</p>

<p>全柔連主催大会等においてB指導員に準ずる権利を有し、「顧問」「監督」「コーチ」などの資格で、生徒を引率する資格が得られる。</p> <p>2. 原則として2年に1回、全柔連が指定する講習会（安全指導、基本指導の講習）を受講することが望ましい。</p>		<p>第18条に統合整理する。</p>
<p>【特例】第5条（申請） <u>申請希望者は所定の申請書を記入のうえ、各都道府県柔道連盟（協会）に提出する。</u></p> <p>2. <u>本資格の有効期間は当該年度末（3月31日）とし、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものとする。</u></p> <p>3. <u>本資格の申請料は徴収しない。</u></p>	<p>第21条（学校顧問特例資格の有効要件） 学校顧問特例資格は、以下の要件が全て満たされていると有効となる。また、一旦有効になった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。</p> <p>(1) <u>特例資格が認定され、有効期間内にあること。</u> <u>ただし、本資格の有効期間は当該年度末（3月31日）までとし、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>本連盟会員登録（学校顧問）をしていること。</u></p>	<p>【規程整備】 第7条と同旨の定めを学校顧問特例資格についても定める。 ただし、学校顧問特例資格には更新の概念がないので、更新に関する定めは必要ない。</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第6条 この制度は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>2. この制度は、平成27年4月1日から、一部改正して施行する。</p>	<p>削除</p>	<p>【規程整備】 学校顧問特例資格制度は廃止されるため、本附則は不要。</p>
	<p>第6章 その他</p>	
<p>第15条（改廃） この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。</p>	<p>第22条（改廃） この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。</p>	<p>【規程整備】 条番号を修正する。</p>
<p>第16条（施行期日） この規程は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>2. この規程は、平成26年4月1日から、一部改正して施行する。</p> <p>3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して施行する。</p> <p>4. この規程は、平成28年4月1日から、一部改正して施行する。</p>	<p>附則 同左 同左 同左 同左</p>	<p>【規程整備】 他の規程と平仄を合わせて施行期日は附則で定める。</p>

<p>5. この規程は、平成29年4月1日から、一部改正して施行する。</p> <p>6. この規程は、平成29年6月8日から、一部改正して施行する。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>7. この規程は、平成30年12月10日から一部改正して施行する。</p>	
<p>第17条（特例措置）</p> <p>この規程とは別に定められた特例措置に基づき、この規程の施行期日をもってA指導員、B指導員およびC指導員資格の認定を受ける者については、この規程の施行期日をもって、この規程が適用される。ただし、第6条第1項の定めにかかわらず、当該特例措置に基づきC指導員資格の認定を受けた者の最初の有効期間に限り、この規程の施行期日から3年間とする。</p>	<p>削除</p>	<p>【規程整備】</p> <p>対象期間が終了しているため削除。</p>
<p>第18条（経過措置）</p> <p>第3条に定める各指導者の資格（大会監督に係る資格等の制限）に関する定めは、平成28年4月1日から適用するものとする。</p>	<p>削除</p>	<p>【規程整備】</p> <p>対象期間が終了しているため削除。</p>
<p>別表1</p> <p>欄外</p> <p>*受講時点で基準を満たしていること</p>	<p>別表1</p> <p>欄外</p> <p>*受講時点で基準を満たしていること <u>(ただし、年齢については満18歳以上であれば受講することはできるが、その場合は満20歳になることを停止条件として資格が認定される)</u></p>	<p>【大学生向けC指導員・C審判員養成講習対応】</p> <p>大学卒業までにB指導員資格を取得することを目標にする。</p>
<p>別表2</p> <p>資格復活審査料</p>	<p>別表2</p> <p>削除</p> <p><u>(注) 本連盟会長が特に認めた場合は、上記と異なる料金とすることができる。</u></p>	<p>【公認資格標準化】</p> <p>復活の概念がなくなることに対応する。</p> <p>【大学生向けC指導員・C審判員養成講習対応】</p> <p>大学生向け講習会は無料とする。</p>

